

## 資料 1－3

### 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

平成 26 年 5 月 23 日  
戦略的イノベーション創造プログラム  
ガバニングボード  
平成 30 年 3 月 30 日改正

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議)に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(以下、「SIP」という。)の実施に必要な運用指針を定める。

ただし、各課題の内容、特性等により、本指針と異なる運用をすることを妨げない。

#### 1. プログラム統括及びプログラム統括代理

- 戦略的イノベーション創造プログラムガバニングボード(以下「ガバニングボード」という。)の業務を補佐するため、プログラム統括及びプログラム統括代理(以下「プログラム統括等」という。)を置くことができる。
- プログラム統括等は内閣府政策参与を充て、その任期は原則2年とする。再任を妨げない。
- プログラム統括等は、ガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を中心となって進める。プログラム統括等はガバニングボードの求めに応じ、プログラムの進捗状況等につき報告を行う。

#### 2. プログラムディレクター(以下、「PD」という。)

- PD は内閣府の非常勤職員とする。
- PD の任期は 3 年とする。再任を妨げない。

#### 3. サブ・プログラムディレクター(以下、「サブ PD」という。)

- PD を補佐するサブ PD を内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当)。以下、「内閣府」という。)に置くことができる。
- サブ PD は、PD が候補者を選し、内閣府が委嘱する。

#### 4. イノベーション戦略コーディネーター(以下、「戦略 C」という。)

- 実用化・事業化に向けた戦略(以下、「出口戦略」という。)を作成するために、産業動向や政策等に精通する戦略 C を内閣府に置くことができる。
- 戰略 C は、PD が候補者を選し、内閣府が委嘱する。

## 5. 推進委員会

○推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は PD が内閣府と相談のうえ行う。

## 6. 研究開発計画

○年度開始前に、各 PD は各推進委員会による調整等を経て研究開発計画をとりまとめ、ガバニングボードは当該研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。

○総合科学技術・イノベーション会議は、政府予算案成立後及び機動的に対応すべき事情が生じた場合等に、各課題の研究開発計画の基本的事項及び予算配分を含む「SIP の実施方針」を策定する。これを踏まえ各 PD は研究開発計画を修正し、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。

○予め管理法人(7. 参照)、研究責任者(管理法人から研究を受託する者。組織も含む)が決まっている場合は研究開発計画にこれを記載し、未定の場合は確定したあと追記する。

○各 PD または内閣府の判断により、研究開発計画の一部を非公表とすることができる。

## 7. 実施体制 (1)管理法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、独立行政法人(以下、「管理法人」という。)を活用することができる。具体的には、管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD 等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析などを行う。

○管理法人は、研究責任者との契約上の責任を負う。

○管理法人が複数ある場合または管理法人を活用しない事業がある場合、各管理法人が担当する業務の範囲は各管理法人が予算を執行する範囲とするが、各機関間の情報共有のあり方については、課題ごとに柔軟に決めることとする。

○管理法人自らが SIP の事業費を用いて研究を行う場合においては、管理法人自らが行う研究が有効かつ適切なものとなるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、管理法人において適切な内部管理体制を整備する。

### (2)研究責任者の選定

○管理法人(管理法人を使わない場合には国(関係省庁))。以下、「管理法人等」という。)は、研究開発計画に基づき、研究責任者を公募等により選定する。ただし、合理的な理由がある場合、その旨を研究開発計画に明記し、公募等によらないことも可能とする。

○審査基準等の審査の進め方は、管理法人等が内閣府等と相談し、決定する。

○研究責任者、研究責任者の共同研究予定者、研究責任者からの委託(管理法人等からみると再委託)予定者等(以下、「研究責任者等」という。)の利害関係者は、当該研究責任者等の審査に参加しない。利害関係者の定義は、管理法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じ PD 及び内閣府に相談し、変更する。

○選定の結果は、PD 及び内閣府の了承をもって確定とする。

## 8. 研究開発成果の扱い

### (1) 知財委員会

○課題または課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を管理法人等または選定した研究責任者の所属機関(委託先)に置く。

○知財委員会は、それを設置した機関が担った研究開発成果に関する論文発表及び特許等(以下、「知財権」という。)の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行う。

○知財委員会は、原則として PD または PD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成する。

○知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定める。

### (2) 知財権に関する取り決め

○管理法人等は、秘密保持、バックグラウンド知財権(研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後に SIP の事業費によらず取得した知財権)、フォアグラウンド知財権(プログラムの中で SIP の事業費により発生した知財権)の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておく。

### (3) バックグラウンド知財権の実施許諾

○他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い((注)あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い」)、知財権者が許諾可能とする。

○当該条件などの知財権者の対応が、SIP の推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む)に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

### (4) フォアグラウンド知財権の取扱い

○フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第 19 条第 1 項を適用し、発明者である研究責任者の所属機関(委託先)に帰属させる。

○再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とする。その際、知財委員会は条件を付すことができる。

○知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨する。

○参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中に SIP の事業費により得た成果

(複数年度参加の場合は、参加当初からの全ての成果)の全部または一部に関して、脱退時に管理法人等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとする。

○知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とする。共同出願の場合は、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定める。

#### (5) フォアグラウンド知財権の実施許諾

○他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い((注)あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い」)、知財権者が許諾可能とする。

○第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とする。

○当該条件などの知財権者の対応が SIP の推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む)に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

#### (6) フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

○産業技術力強化法第 19 条第 1 項第 4 号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等(以下、「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。)を除き、管理法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は管理法人等との契約に基づき、管理法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の後であっても管理法人は当該知財権にかかる再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

#### (7) 終了時の知財権取扱いについて

○研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応(放棄、あるいは、管理法人等による承継)を協議する。

#### (8) 国外機関等(外国籍の企業、大学、研究者等)の参加について

○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。

○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することを原則とする。

○国外機関等については、知財権は管理法人等と国外機関等の共有とする。

### 9. 評価

## (1)評価対象

### ①SIP の制度全体(以下、「制度」という。)

#### i )評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

#### ii )実施時期

○平成 26 年度の前に行う事前評価、平成 26 年度末と平成 28 年度末に行う中間評価及び終了時の評価(以下、「最終評価」という。)とする。

○終了後、一定の時間(原則として 3 年)が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。

#### iii )評価項目・評価基準

内閣府による計上予算(調整費)、総合科学技術・イノベーション会議による課題設定、PD 選定、機動的な予算配分、PD による研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続きなど、SIP に特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか(与えられたか)。SIP の制度に改善すべき点はないか。

#### iv )評価結果の反映方法

○事前評価は、平成 26 年度以降の計画に関して行い、平成 26 年度以降の計画等に反映させる。

○中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。

○最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。

○追跡評価は、制度の有効性等について行い、将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる。

## ②各課題

#### i )評価主体

○ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

○ガバニングボードは分野または課題ごとに開催することもできる。

○PD と管理法人等が行う自己点検結果の報告を参考にすることができる。

#### ii )実施時期

○事前評価、毎年度末の評価、最終評価とする。

○終了後、一定の時間(原則として 3 年)が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。

○上記のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うことも可能とする。

#### iii )評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成 24 年 12 月 6 日、内閣総理大臣決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

- a)意義の重要性、SIP の制度の目的との整合性
- b)目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c)適切なマネージメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように發揮されているか。
- d)実用化・事業化への戦略性、達成度合い
- e)最終評価の際には、見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。

iv)評価結果の反映方法

- 事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 年度末の評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。
- 追跡評価は、各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案等を行う。

(2)結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行うガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3)自己点検

- 評価の前に、課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PD と管理法人等による自己点検を実施する。
- PD による自己点検の点検項目・点検基準は、評価項目・評価基準(前述)を準用する。
- 管理法人による自己点検は、予算執行上の事務手続を適正に実施しているかどうか等について行う。
- 研究責任者による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行う。

(4)効率的な自己点検及び評価

自己点検及び評価を毎年度行うこと考慮して、自己点検及び評価は効率的に行う。

## 10. その他

○管理法人は、SIP の事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、SIP の予算として適切に管理する。

○間接経費は、直接経費の 10%～15%を基本とする。

ただし平成 28 年度以降に新規に採択された課題については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 26 年 5 月 29 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

また、平成 27 年度以前に採択された課題についても、個別の事情に応じ、30%以内の額まで配分できるものとする。

○管理法人は、事業費の中から、関連する研究、調査・分析、広報活動などを行うことができる。

## 11. 上記の他、SIP の推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

(注)健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。